

# 平成24年度 財政健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた公表を要する財政指標は次のとおりです。

## (1) 実質赤字比率

福祉、教育やまち等を行う地方公共団体会計等（普通会計）額の程度を指標化して、財政運営の深刻度を表すのが「実質赤字比率」です。これは地方公共団体の普通会計が赤字決算の場合のみ数値が表示されます。

## 健全化判断比率 (单位:%)

財政指標	国の基準数値	24年度 鏡野町の数値	(参考) 23年度数値
(1)実質赤字比率	13.89	—	—
(2)連結実質赤字比率	18.89	—	—
(3)実質公債費比率	25.00	13.7	15.8
(4)将来負担比率	350.00	143.8	27.5
備考	1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、町の各会計において赤字が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、国の基準を1つでも上回る場合は、自主的改善努力が義務付けられます。		

質赤字比率及び連結実質赤字比率は、町の各会計にて赤字が生じていないため「—」表示で記載しています。比率が、国の基準を1つでも上回る場合は、自主的改善力が義務付けられます。

地方自治体の会計には、一般会計のほかに、料金収入等の特定の収入を主な財源として特定の事業（行政サービス）を実施している公営事業会計（病院、水道、下水道事業会計ほか）など複数の会計があります。会計が分かれているとは言え、例えば一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、地方政府公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般

一般会計等とそれ以外のすべての会計の黒字額や赤字額を合算して、地方公共団体全体としての赤字額の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期の赤字解消が必要となります。その赤字の程度を示すために、赤字額を税収入や地方交付税等の合計額で示される「財源の規模」と

## (2) 連結実質赤字比率

比較した指標が「実質赤字比率」であり、この比率が高くなるほど歳入確保と歳出削減が必要となり、行政サービスが低下してしまいます。

## (2) 連結実質赤字比率

一般会計等とそれ以外のすべての会計の黒字額や赤字額を合算して、地方公共団体全体としての赤字額の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤

会計にも大きな影響を与え  
かねません。

設を行なう際の財源として借り入れを行なう点と、もう一方では将来の住民にも同様に経費を分担していただき意味もあります。しかし、過度の借り入れは後年度の住民に過重な負担を強いることになります。

体の資金の不足の程度を把握するため、この合算額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。合算額が赤字の場合のみ数値が表示され

体の資金の不足の程度を把握するため、この合算額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。合算額が赤字の場合のみ数値が表示されます。

### (3) 実質公債費比率

平成24年度における鏡野町全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

地方公共団体が政府や市中銀行から借り入れている借入金（地方債）の返済額（公債費）やこの返済額に準じるものとされる額の大きさを指標化し、その資金繰りの危険度を表すのが「実質公債費比率」です。地方債そのものは、大規模施設等の建

平成24年度における鏡野町の実質公債費比率は、